

様式44

令和5年12月22日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県伊勢市神久5丁目7番56号

医療法人の名称 医療法人 東谷医院

理事長名 東谷 喬伸

電話 (0596) 22 - 1181

決 算 届

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 東谷医院
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市神久5丁目7番56号
- (3) 設立認可年月日 平成7年6月27日
- (4) 設立登記年月日 平成7年7月 3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	東谷医院	2 4 1 0 8 0 5 3 4 1	三重県伊勢市神久5丁 目7番56号	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月25日	令和3年度決算の決定
令和4年11月30日	理事の報酬決定
令和5年 9月28日	令和5年度 事業計画及び予算案の決定

様式 2

法人名 医療法人 東谷医院

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

※医療法人整理番号 1217

財 産 目 録

(令和 5 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額	122,337 千円
2. 負 債 額	53,977 千円
3. 純 資 産 額	68,360 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,440
B 固 定 資 産	81,897
C 資 産 合 計 (A+B)	122,337
D 負 債 合 計	53,977
E 純 資 産 (C-D)	68,360

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号

1217

所在地 伊勢市神久5丁目7番56号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	40,440	I 流 動 負 債	8,803
II 固 定 資 産	81,897	II 固 定 負 債	45,173
1 有 形 固 定 資 産	60,939	負 債 合 計	53,977
2 無 形 固 定 資 産	257	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,699	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	58,360
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	68,360
資 産 合 計	122,337	負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,337

様式 4 - 2

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号 0217

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	117,170
2 事業費用	103,865
本来業務事業利益	13,305
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,305
II 事業外収益	103
III 事業外費用	245
経常利益	13,163
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,163
法人税等	2,889
当期純利益	10,274

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 医療法人 東谷医院
理事長 東谷 喬伸 殿

私は、医療法人 東谷医院 の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月29日
医療法人 東谷医院
監事 東谷 温行